

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則九―八―八二

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定しようとする場合にあつては、あらかじめ人事院の承認を得て決定するものとする。

第十二条第一項第二号中「決定する号俸」の下に「（職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）」を加える。

別表第一の専門スタッフ職俸給表級別標準職務表中

3 級	行政の特定分野における特に高度の専門的な知識経験に基づき特に困難な調査、研究、情報の分析等を行うことにより、特に重要な政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職務
-----	---

を

3 級	行政の特定分野における特に高度の専門的な知識経験に基づき特に困難な調査、研究、情報の分析等を行うことにより、特に重要な政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職務
4 級	行政の特定分野における極めて高度の専門的な知識経験に基づき極めて困難な調査、研究、情報の分析等を行うことにより、極めて重要な政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職務

に

改める。

別表第六の専門スタッフ職俸給表在級期間表中

3 級	別に定める
-----	-------

を

3 級	4 級	別に定める	別に定める
-----	-----	-------	-------

に改める。

32
32
33
34
35

に改める。

別表第七の行政職俸給表(二)昇格時号俸対応表中

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36
を
29
30
30
31
31

36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

に改める。

別表第七の行政職俸給表(一)昇格時号俸対応表中

36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
を

別表第七の公安職俸給表(二)昇格時号俸対応表中

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
を
41
42
42

32
32
33
33
33
34
34
34
35
35
35
に改める。

23
23
23
24
24
24
25
に
31
31
31
32
32
32
33
33
33
33
34
34
35
35
36
36
37
を
30
31
31
31
32

別表第七の税務職俸給表昇格時号俸対応表中

22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27
を
21
22
22
22

別表第七の教育職俸給表(二)昇格時号俸対応表中

28
28
29
30
31

に改める。

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
を
33
34

別表第七の海事職俸給表(二)昇格時号俸対応表中

43
43
44
44
45
45
46
46
47

に改める。

26
27
28
29
29
30
30
31
31
32
を
25
26
26
27
27

に
改
め
る。

55	57	34
55	57	34
55	57	35
55	58	35
55	58	35
56	58	36
56	58	36
56	58	36
56	58	37
56	59	38
56	59	39
57	59	に、
57	59	
57	59	54
57	59	54
57	60	54
57	60	54
58	60	54
58	60	54
58	60	55
58	60	55
58	60	55
58	61	55
58	を	55
59		56
59	53	56
59	54	56
59	54	56
59	54	56
59	54	56
59	54	57
60	54	57
60	54	57
60	55	57

86
87
87
87

に改める。

86
86
86
86
87
87
87
87
88
を
81
82
82
82
82
82
82
83
83
83
83
83
83
84
84
84
84
84
84
85
85
85
86
86

別表第七の医療職俸給表(三)昇格時号俸対応表中

82
82
82
82
82
83
83
83
83
83
83
84
84
84
84
84
84
85
85
85
85
85

40
40
40
40
41
41
41
41
41
41
41
42
42
42
42
42

に改める。

49
52
55
58
60
62
64
を
50
53
56
59
62
65
65

に改める。

別表第七の二の税務職俸給表降格時号俸対応表中

62
64
66
68
70
72
を
63
66
69
72
73
73

に、

47
に改める。

別表第七の二の行政職俸給表(二)降格時号俸対応表中

37
38
39
40
42
44
46
を
38
40
42
44
45
46

別表第七の二の海事職俸給表(二)降格時号俸対応表中

37
38
39
40
42
44
46
を
38
40
42
44
45
46

88
89
89

に改める。

別表第七の二の公安職俸給表(二)降格時号俸対応表中

77
78
79
80
82
84
86
88
を
78
80
82
84
86

別表第七の二の公安職俸給表(一)降格時号俸対応表中

9
9
9
を
9
10
10
に改める。

別表第七の二の研究職俸給表降格時号俸対応表中

69

70

71

72

74

76

78

を

70

72

74

76

77

78

79

67

に、

101

106

111

116

122

128

134

140

を

102

108

114

120

126

132

138

141

に改める。

47

に改める。

別表第七の二の教育職俸給表(二)降格時号俸対応表中

54

56

58

60

62

64

66

を

55

58

61

64

65

66

133

に改める。

別表第七の二の医療職俸給表(三)降格時号俸対応表中

108

112

116

120

124

128

132

を

109

114

119

124

127

130

115

120

に改める。

に、

102

104

106

108

112

116

120

を

103

106

109

112

115

118

121

に、

95

98

101

106

111

116

を

96

100

105

110

23
23
23
23
23
23
23
23
23
23

を

2 級	3 級
11	21
12	21
13	21
14	
17	
20	
22	
23	
23	
23	
23	
23	
23	
23	
23	
23	
23	
23	

別表第七の二の専門スタッフ職俸給表降格時号俸対応表中

2 級
11
12
13
14
17
20
22
23
23
23
23
23
23
23

23	
23	
23	
23	

に改める。

別表第七の四の専門スタッフ職俸給表3級職員昇給号俸数表の次に次の一表を加える。

ニ 専門スタッフ職俸給表4級職員昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	1	0	0	0	0

備考

この表は、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第三項、第十二条第一項第二号、別表第一、別表第六、別表第七の専門スタッフ職俸給表昇格時号俸対応表、別表第七の二の専門スタッフ職俸給表降格時号俸対応表及び別表第七の四の改正規定並びに附則第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の規則九―八の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則九―八の規定による号俸が改正前の規則九―八の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則九―八の規定にかかわらず、改正前の規則九―八の規定による号俸とするものとする。

第三条 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第四条 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項、第四十六条第一の報告の文書等

別表の二の表規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の項中

、第二十二條第二項、第二十四條第一項第二号（第二十八條にお

<p>項又は第四十八条の二 二十条の二第四項各号 の二第三項、第二十六 いて準用する場合を含 四十四条第二項、第四 八条、第四十九条又は 準表の備考第一項の承</p>

を

<p> 第十一条第三項ただし書、第十八条、第十九条ただし書 、第二十条の二第四項各号、第二十二条第二項、第二十 四条の二第三項、第二十六条第一項第二号（第二十八条 において準用する場合を含む。）、第三十条、第四十条 、第四十四条第二項、第四十四条の二、第四十五条、第 四十八条、第四十九条又は別表第二の研究職俸給表初任 給基準表の備考第一項の承認に関する文書等 第十三条第三項、第四十六条第一項又は第四十八条の二 </p>
--

に改める。

<p> む。）、第三十条、第四十条、第 十四条の二、第四十五条、第四十 別表第二の研究職俸給表初任給基 認に関する文書等 </p>
--

の報告の文書等

改正後	改正前
<p>（新たに職員となつた者の職務の級） 第十一條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、各庁の長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該新たに職員となつた者の採用の日に占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該新たに職員となつた者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。ただし、職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定しようとする場合に於ては、あらかじめ人事院の承認を得て決定するものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第十二條（新たに職員となつた者の号俸） 掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。）各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相</p>	<p>（新たに職員となつた者の職務の級） 第十一條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、各庁の長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該新たに職員となつた者の採用の日に占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該新たに職員となつた者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第十二條（新たに職員となつた者の号俸） 掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。）各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相</p>

2
三・四
(略) (略)

～) 表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸
者試験採用者の採用の日に属する職務の級と同一の
職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏
まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮
して決定する号俸(職務の級を専門スタッフ職俸給
表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸

2
三・四
(略) (略)

者試験採用者の採用の日に属する職務の級と同一の
職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏
まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮
して決定する号俸

改 正 後

改 正 前

別表第一 標準職務表（第三条関係）
 イ～ヨ （略）
 タ 専門スタッフ職俸給表級別標準職務表

別表第一 標準職務表（第三条関係）
 イ～ヨ （略）
 タ 専門スタッフ職俸給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
(略)	(略)
<u>3 級</u>	<u>行政の特定の分野における特に高度の専門的な知識経験に基づく特に困難な調査、研究、情報の分析等を行うことにより、特に重要な政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職務</u>
<u>4 級</u>	<u>行政の特定の分野における極めて高度の専門的な知識経験に基づく極めて困難な調査、研究、情報の分析等を行うことにより、極めて重要な政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職務</u>

職務の級	標準的な職務
(略)	(略)
<u>3 級</u>	<u>行政の特定の分野における特に高度の専門的な知識経験に基づく特に困難な調査、研究、情報の分析等を行うことにより、特に重要な政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職務</u>
(新設)	(新設)

レ (略)

レ (略)

別表第六 在級期間表（第二十条関係）
 イ～ヨ （略）
 タ 専門スタッフ職俸給表在級期間表

別表第六 在級期間表（第二十条関係）
 イ～ヨ （略）
 タ 専門スタッフ職俸給表在級期間表

職務の級		
(略)	<u>3 級</u>	<u>4 級</u>
(略)	<u>別に定める</u>	<u>別に定める</u>

職務の級	
(略)	<u>3 級</u>
(略)	<u>別に定める</u>

改正後											改正前										
別表第七 昇格時号俸対応表（第二十三条関係） イ 行政職俸給表→昇格時号俸対応表											別表第七 昇格時号俸対応表（第二十三条関係） イ 行政職俸給表→昇格時号俸対応表										
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
1	1										1	1									
2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
3	1										3	1									
4	1										4	1									
78	35										78	35									
79	36										79	36									
80	36										80	36									
81	37										81	37									
82	37										82	38									
83	38										83	39									
84	38										84	40									
85	39										85	41									
86	39	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		86	41	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
87	40										87	42									
88	40										88	42									
89	41										89	43									
90	41										90	43									
91	42										91	44									
92	42										92	44									
93	43										93	45									
94											94										
125		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		125		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

改正後					改正前				
ロ 行政職俸給表(Ⅱ)昇格時号俸対応表					ロ 行政職俸給表(Ⅱ)昇格時号俸対応表				
昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸				昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
1	(略)	1	(略)	(略)	1	(略)	1	(略)	(略)
2		1							
3		1							
4		1							
37	(略)	29	(略)	(略)	37	(略)	29	(略)	(略)
38		29							
39		30							
40		30							
41		31							
42		31							
43		32							
44		32							
45		33							
46		34							
47		35							
48		36							
137	(略)	71	(略)	(略)	137	(略)	71	(略)	(略)
ハ (略)					ハ (略)				

改正後										改正前									
ニ 税務職俸給表昇格時号俸対応表										ニ 税務職俸給表昇格時号俸対応表									
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	昇格した日の 前日に受けて いた号俸	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1								1	1	1							
2	1	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	1	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	1	1								3	1	1							
4	1	1								4	1	1							
49	18	30								49	18	30							
50	18	30								50	18	31							
51	18	31								51	18	31							
52	18	31								52	18	31							
53	19	31								53	19	32							
54	19	32								54	19	32							
55	19	32								55	19	32							
56	19	32								56	19	33							
57	20	33								57	20	33							
58	20	33								58	20	33							
59	20	33								59	20	34							
60	20	34								60	20	34							
61	21	34	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	61	21	35	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
62	21	34								62	21	35							
63	21	35								63	22	36							
64	22	35								64	22	36							
65	22	35								65	23	37							
66	22									66	23								
67	23									67	24								
68	23									68	24								
69	23									69	25								
70	24									70	25								
71	24									71	26								
72	24									72	26								
73	25									73	27								
74										74									
93			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	93			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ホ	(略)									ホ	(略)								

改正後											改正前										
へ 公安職俸給表(Ⅱ)昇格時号俸対応表											へ 公安職俸給表(Ⅱ)昇格時号俸対応表										
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸										昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		
1	1									1	1										
2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
3	1									3	1										
4	1									4	1										
77	41									77	41										
78	41									78	42										
79	42									79	43										
80	42									80	44										
81	43									81	45										
82	43									82	45										
83	44	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	83	46	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
84	44									84	46										
85	45									85	47										
86	45									86	47										
87	46									87	48										
88	46									88	48										
89	47									89	49										
90										90											
101		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	101		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
ト	(略)									ト	(略)										

改正後						改正前					
チ 海事職俸給表(□昇格時号俸対応表)						チ 海事職俸給表(□昇格時号俸対応表)					
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級		2級	3級	4級	5級	6級
1		1				1		1			
2	(略)	1	(略)	(略)	(略)	2	(略)	1	(略)	(略)	(略)
3		1				3		1			
4		1				4		1			
37		25				37		25			
38		25				38		26			
39		26				39		27			
40		26				40		28			
41		27				41		29			
42	(略)	27	(略)	(略)	(略)	42	(略)	29	(略)	(略)	(略)
43		28				43		30			
44		28				44		30			
45		29				45		31			
46		30				46		31			
47		31				47		32			
48		32				48		32			
113	(略)		(略)	(略)	(略)	113	(略)		(略)	(略)	(略)
リ (略)						リ (略)					

改正後			改正前		
ヌ 教育職俸給表(Ⅱ)昇格時号俸対応表			ヌ 教育職俸給表(Ⅱ)昇格時号俸対応表		
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸	
	2 級	3 級		2 級	3 級
1	1	(略)	1	1	(略)
2	1				
3	1				
4	1				
54	33	(略)	54	33	(略)
55	33				
56	34				
57	34				
58	34				
59	35				
60	35				
61	35				
62	36				
63	36				
64	36				
65	37				
66	38				
67	39				
68	40				
101	53	(略)	101	53	(略)
102	53				
103	54				
104	54				
105	54				
106	54				
107	54				
108	54				
109	55				
110	55				
111	55				
112	55				
113	55				
114	55				
115	56				
116	56				
117	56				
118	56				
119	56				
120	56				
121	57				
122	57				
123	57				
124	57				
125	57				
126	57				
127	58				
128	58				
129	58				
130	58				
131	58				
132	58				
133	59				
134	59				
135	59				
136	59				
137	59				
138	59				
139	60				
140	60				
141	60				
141	60				
141	61				

改正後					
ル 研究職俸給表昇格時号俸対応表					
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1			
2	1	1	(略)	(略)	(略)
3	1	1			
4	1	1			
65	31	25			
66	32	25			
67	32	26			
68	32	26			
69	33	27			
70	33	27			
71	34	28			
72	34	28	(略)	(略)	(略)
73	35	29			
74	35	29			
75	36	30			
76	36	30			
77	37	31			
78	38	31			
79	39	32			
80	40	32			
95	51	37			
96	52	37			
97	53	38			
98	54	38			
99	55	38			
100	56	38			
101	57	39			
102	57	39			
103	57	39			
104	58	39			
105	58	39			
106	58	40			
107	59	40			
108	59	40	(略)	(略)	(略)
109	59	40			
110	60	40			
111	60	41			
112	60	41			
113	61	41			
114	61	41			
115	61	41			
116	62	42			
117	62	42			
118	62	42			
119	63	42			
120	63	42			
121	63	43			

ヲ、ワ (略)

改正前					
ル 研究職俸給表昇格時号俸対応表					
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1			
2	1	1	(略)	(略)	(略)
3	1	1			
4	1	1			
65	31	25			
66	32	25			
67	32	26			
68	32	26			
69	33	27			
70	34	27			
71	35	28			
72	36	28	(略)	(略)	(略)
73	37	29			
74	37	29			
75	38	30			
76	38	30			
77	39	31			
78	39	31			
79	40	32			
80	40	32			
95	51	37			
96	52	38			
97	53	38			
98	54	38			
99	55	39			
100	56	39			
101	57	39			
102	57	40			
103	58	40			
104	58	40			
105	59	40			
106	59	40			
107	60	41			
108	60	41	(略)	(略)	(略)
109	61	41			
110	61	41			
111	61	41			
112	61	42			
113	62	42			
114	62	42			
115	62	42			
116	62	42			
117	63	43			
118	63	43			
119	63	43			
120	63	43			
121	64	43			

ヲ、ワ (略)

改 正 後							改 正 前						
カ 医療職俸給表(三)昇格時号俸対応表							カ 医療職俸給表(三)昇格時号俸対応表						
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級		2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1						1	1					
2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	1						3	1					
4	1						4	1					
108	81						108	81					
109	81						109	82					
110	82						110	82					
111	82						111	82					
112	82						112	82					
113	82						113	83					
114	82						114	83					
115	83						115	83					
116	83						116	83					
117	83						117	84					
118	83						118	84					
119	83						119	84					
120	84						120	84					
121	84	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	121	85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
122	84						122	85					
123	84						123	85					
124	84						124	85					
125	85						125	86					
126	85						126	86					
127	85						127	86					
128	86						128	86					
129	86						129	87					
130	86						130	87					
131	87						131	87					
132	87						132	87					
133	87						133	88					
134	88						134	88					
169	97	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	169	97	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨ	(略)						ヨ	(略)					

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前		
タ 専門スタッフ職俸給表昇格時号俸対応表				タ 専門スタッフ職俸給表昇格時号俸対応表		
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸	
	2級	3級	4級		2級	3級
1	(略)	1	1	1	1	
2		1	1	2	1	
3		1	1	3	1	
4		1	1	4	1	
5		1	1	5	1	
6		1	1	6	1	
7		1	1	7	1	
8		1	1	8	1	
9		1	1	9	1	
10		1	1	10	1	
11		1	1	11	1	
12		2	1	12	2	
13		3	1	13	3	
14		4	1	14	4	
15		5	1	15	5	
16		5	1	16	5	
17		5	1	17	5	
18		6	1	18	6	
19		6	1	19	6	
20		6	1	20	6	
21		7	1	21	7	
22		7		22	7	
23		8		23	8	
24				24		
77	(略)		77	(略)		
備考 (略)				備考 (略)		

改正後										改正前									
別表第七の二 降格時号俸対応表（第二十四条の二関係） イ 行政職俸給表（降格時号俸対応表）										別表第七の二 降格時号俸対応表（第二十四条の二関係） イ 行政職俸給表（降格時号俸対応表）									
降格した日の 前日に受けて いた号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	降格した日の 前日に受けて いた号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33									1	33								
2	33	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	33	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	33									3	33								
4	34									4	34								
36	80									36	80								
37	82									37	81								
38	84									38	82								
39	86									39	82								
40	88	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	40	84	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
41	90									41	86								
42	92									42	88								
43	93									43	90								
44	93									44	92								
45	93									45	93								
125	93	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	125	93	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後					改正前				
ロ 行政職俸給表(降格時号俸対応表)					ロ 行政職俸給表(降格時号俸対応表)				
降格した日の前日に受けていた号俸	降 格 後 の 号 俸				降格した日の前日に受けていた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1級	2級	3級	4級		1級	2級	3級	4級
1	(略)	9	(略)	(略)	1	(略)	9	(略)	(略)
2		10							
3		11							
4		12							
28	(略)	36	(略)	(略)	28	(略)	36	(略)	(略)
29		38							
30		40							
31		42							
32		44							
33		45							
34		46							
35		47							
36		48							
137	(略)		(略)	(略)	137	(略)		(略)	(略)
ハ (略)					ハ (略)				

改正後									改正前										
ニ 税務職俸給表降格時号俸対応表									ニ 税務職俸給表降格時号俸対応表										
降格した日の前日に受けていた号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	降格した日の前日に受けていた号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	29	17								1	29	17							
2	30	18	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	30	18	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	31	19								3	31	19							
4	32	20								4	32	20							
20	60	36								20	60	36							
21	63	37								21	62	37							
22	66	38								22	64	38							
23	69	39								23	66	39							
24	72	40								24	68	40							
25	73	41								25	70	41							
26	73	42								26	72	42							
27	73	43								27	73	43							
28	73	44	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	28	73	44	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
29	73	46								29	73	46							
30	73	50								30	73	49							
31	73	53								31	73	52							
32	73	56								32	73	55							
33	73	59								33	73	58							
34	73	62								34	73	60							
35	73	65								35	73	62							
36	73	68								36	73	64							
37	73	65								37	73	65							
93			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	93			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後											改正前												
ホ 公安職俸給表(降格時号俸対応表)																							
降格した日の前日に受けていた号俸		降格後の号俸										降格した日の前日に受けていた号俸		降格後の号俸									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1		9										1		9									
2		10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2		9	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3		10										3		9									
4		11										4		11									
145	125	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	145	125	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後										改正前									
へ 公安職俸給表(降格時号俸対応表)																			
降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸									降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	29									1	29								
2	30	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	30	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	31									3	31								
4	32									4	32								
40	76									40	76								
41	78									41	77								
42	80									42	78								
43	82									43	79								
44	84	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	44	80	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
45	86									45	82								
46	88									46	84								
47	89									47	86								
48	89									48	88								
49	89									49	89								
101	89	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	101	89	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ト	(略)									ト	(略)								

改正後						改正前					
チ 海事職俸給表(降格時号俸対応表)						チ 海事職俸給表(降格時号俸対応表)					
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸					降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1級	2級	3級	4級	5級		1級	2級	3級	4級	5級
1		13				1		13			
2	(略)	14	(略)	(略)	(略)	2	(略)	14	(略)	(略)	(略)
3		15				3		15			
4		16				4		16			
24		36				24		36			
25		38				25		37			
26		40				26		38			
27		42				27		39			
28	(略)	44	(略)	(略)	(略)	28	(略)	40	(略)	(略)	(略)
29		45				29		42			
30		46				30		44			
31		47				31		46			
32		48				32		48			
113	(略)	105	(略)	(略)	(略)	113	(略)	105	(略)	(略)	(略)
リ (略)						リ (略)					

改正後			改正前		
ヌ 教育職俸給表(降格時号俸対応表)			ヌ 教育職俸給表(降格時号俸対応表)		
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸		降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸	
	1 級	2 級		1 級	2 級
1	13	(略)	1	13	(略)
2	13				
3	13				
4	14				
32	52	(略)	32	52	(略)
33	55				
34	58				
35	61				
36	64				
37	65				
38	66				
39	67				
40	68				
52	96	(略)	52	96	(略)
53	102				
54	108				
55	114				
56	120				
57	126				
58	132				
59	138				
60	141				
61	141				
125	141	(略)	125	141	(略)

改正後

ル 研究職俸給表降格時号俸対応表					
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	25	33	(略)	(略)	(略)
2	26	34			
3	27	35			
4	28	36			
32	68	80	(略)	(略)	(略)
33	70	83			
34	72	86			
35	74	89			
36	76	92			
37	77	96			
38	78	100			
39	79	105			
40	80	110			
41	82	115			
42	84	120			
43	86	121			
56	100	121	(略)	(略)	(略)
57	103	121			
58	106	121			
59	109	121			
60	112	121			
61	115	121			
62	118	121			
63	121	121			
64	121	121			
121	121		(略)	(略)	(略)

ヲ、ワ (略)

改正前

ル 研究職俸給表降格時号俸対応表					
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	25	33	(略)	(略)	(略)
2	26	34			
3	27	35			
4	28	36			
32	68	80	(略)	(略)	(略)
33	69	83			
34	70	86			
35	71	89			
36	72	92			
37	74	95			
38	76	98			
39	78	101			
40	80	106			
41	82	111			
42	84	116			
43	86	121			
56	100	121	(略)	(略)	(略)
57	102	121			
58	104	121			
59	106	121			
60	108	121			
61	112	121			
62	116	121			
63	120	121			
64	121	121			
121	121		(略)	(略)	(略)

ヲ、ワ (略)

(傍線部分は改正部分)

改正後							改正前						
カ 医療職俸給表(降格時号俸対応表)							カ 医療職俸給表(降格時号俸対応表)						
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸						降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17						1	17					
2	17	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	17	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	17						3	17					
4	18						4	18					
<hr/>							<hr/>						
80	104						80	104					
81	109						81	108					
82	114						82	112					
83	119						83	116					
84	124	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	84	120	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
85	127						85	124					
86	130						86	128					
87	133						87	132					
88	136						88	136					
<hr/>							<hr/>						
153	169	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	153	169	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨ (略)							ヨ (略)						

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前		
タ 専門スタッフ職俸給表降格時号俸対応表				タ 専門スタッフ職俸給表降格時号俸対応表		
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			昇格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸	
	1 級	2 級	3 級		1 級	2 級
1	(略)	11	21	1	(略)	11
2		12	21	2		12
3		13	21	3		13
4		14		4		14
5		17		5		17
6		20		6		20
7		22		7		22
8		23		8		23
9		23		9		23
10		23		10		23
11		23		11		23
12		23		12		23
13		23		13		23
14		23		14		23
15		23		15		23
16		23		16		23
17		23		17		23
18		23		18		23
19		23		19		23
20		23		20		23
21		23		21		23
22				22		
23				23		
備考 (略)				備考 (略)		

改正後	改正前												
<p>別表第七の四 昇給号俸数表（第三十七条関係） イ～ハ （略） ニ 専門スタッフ職俸給表 4級職員昇給号俸数表</p> <table border="1" data-bbox="140 501 775 667"> <thead> <tr> <th>昇給区分</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昇給の号俸数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表は、<u>専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員</u>で<u>その職務の級が4級であるものに適用する。</u></p>	昇給区分	A	B	C	D	E	昇給の号俸数	1	0	0	0	0	<p>別表第七の四 昇給号俸数表（第三十七条関係） イ～ハ （略） （新設）</p>
昇給区分	A	B	C	D	E								
昇給の号俸数	1	0	0	0	0								

○ 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）

新旧対照表（附則第四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一（略） 二 給与	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
人事管理文書の区分	(略)	人事管理文書の区分	(略)
規 則 九 八 () 初 任 給 、 昇 格 、 昇 給 等 の 基 準)	(略)	規 則 九 八 () 初 任 給 、 昇 格 、 昇 給 等 の 基 準)	(略)
第十一條第三項ただし書、第十八條、第十九條ただし書、第二〇條の二第四項各号、第二十二條第二項、第二十四條の二第三項、第二十六條第一項第二号（第二十八條において準用する場合を含む。）	(略)	第十三條第三項、第四十六條第一項又は第四十八條の二の報告の文書等	(略)
、第三十條、第四十條、第四十四條第二項、第四十四條の二、第四十五條、第四十八條、第四十九條又は別表第二の研究職俸給表初任給基準表の備考第一項	(略)	(略)	(略)
取得の日	(略)	取得の日	(略)
五年	(略)	五年	(略)
基準日	(略)	基準日	(略)
保存期間	(略)	保存期間	(略)

三 〜 二十 (略)	(略)		
	(略)	(略)	第十三条第三項、第十四条第一項又は第四十八条の二の報告の文書等
	(略)		
	(略)		

三 〜 二十 (略)	(略)		
	(略)	(略)	第十八条、第十九条ただし書、第二十条の二第四項各号、第二十二條第二項、第二十四条の二第三項、第二十六条第一項第二号(第二十八条において準用する場合を含む。)、第三十条、第四十条、第四十四条第二項、第四十四条の二、第四十五条、第四十八条、第四十九条又は別表第二の研究職俸給表初任給基準表の備考第一項の承認に関する文書等
	(略)		
	(略)		

給実甲第1218号

平成28年11月24日

人事院事務総長

平成28年改正法の施行に伴い平成26年改正法附則第7条の規定による俸給の額が減少した場合における職員に対する通知について
(通知)

標記について、下記のとおり定めたので通知します。

記

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号。以下「平成26年改正法」という。）附則第7条の規定による俸給の支給を受けていた職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第80号）の施行に伴い、次に掲げる場合に該当することとなった職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下「通知書等」という。）により通知するものとし、その記入の際の参考例を示せば、次のとおりである。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

一 平成26年改正法附則第7条の規定による俸給の額が減少した場合（次号に掲げる場合を除く。）

平成〇〇年〇月〇日 平成28年法律第80号の施行に伴い、平成26年法

律第 105 号附則第 7 条の規定による俸給として給する額を〇円とする

二 平成 26 年改正法附則第 7 条の規定による俸給が支給されないこととなった場合

平成〇〇年〇月〇日 平成 28 年法律第 80 号の施行に伴い、平成 26 年法律第 105 号附則第 7 条の規定による俸給は支給されないこととなった

以 上

人事院公示第19号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成28年11月24日

人事院総裁 一 宮 なほみ

1 第2項第5号中（1）を（1の2）とし、（1の2）の前に（1）として次のように加える。

（1） 第11条第3項ただし書の規定に基づき、職務の級を決定することを承認すること。

2 この決定による改正は、平成29年4月1日から効力を発生する。

昭和38年人事院公示第5号 新旧対照表（平成28年人事院公示第19号関係）

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 委任する権限及び所掌事務</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）に規定する次に掲げる事項</p> <p><u>(1) 第11条第3項ただし書の規定に基づき、職務の級を決定することを承認すること。</u></p> <p><u>(1の2) 第11条第4項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u></p> <p>(2)～(42の10) (略)</p> <p>五の二～二十一 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 委任する権限及び所掌事務</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）に規定する次に掲げる事項</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 第11条第4項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u></p> <p>(2)～(42の10) (略)</p> <p>五の二～二十一 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

給与法等の施行に伴う人事院規則及び事務総長通達の一部改正等について
(俸給関係)

平成28年11月

I 改正等の概要

1 人事院規則9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正

(1) 俸給表の改定に伴う改正

規則：P1～P46、参考資料：P53～P55

俸給表の改定により、現行の「昇格時号俸対応表」による昇格後の対応号俸が変わる場合が生じるため、「昇格時号俸対応表」の改正を行い、あわせて「降格時号俸対応表」の改正を行う。

[別表第7及び別表第7の2]

※ 経過措置

「昇格時号俸対応表」の改正により、いわゆる旧法有利が生じることから、今年度内の昇格者について、この改正による不均衡の発生を防止するための経過措置を規定する。

- ① 平成28年4月1日から施行日の前日までの間に昇格した職員のうち、改正後の号俸対応表による号俸が、改正前の号俸対応表による号俸に達しない職員の昇格時の号俸については、改正前の号俸対応表による号俸とする。

[改正規則附則第2条]

- ② 施行日から平成29年3月31日までの間に昇格した職員のうち、上記①との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号俸については、改正前の号俸対応表による号俸とすることができるものとする。

[改正規則附則第3条]

(2) 専門スタッフ職俸給表4級の新設に伴う改正

規則：P1～P46、公示：P49～50、参考資料：P56～P58

専門スタッフ職俸給表4級の新設に伴い、以下のとおり所要の改正を行う(あわせて規則1—34(人事管理文書の保存期間)について規定を整備)。

・ 初任給

専門スタッフ職4級への採用時における職務の級の決定はあらかじめ個別に協議するものとし、「在級期間表」に4級の年数を「別に定める」と規定する。あわせて、在級期間表の改正では個別協議として措置できていない経験者採用に係る職務の級の決定規定を改正する。

また、採用時の号俸は全て1号俸とすることとし、あわせて、この規定で個別協議として措置できていない経験者採用に係る号俸の決定規定を改正する。

[第11条第3項ただし書、第12条第1項第2号及び別表第6]

- ・ **標準職務表**

専門スタッフ職俸給表4級の標準的な職務として「行政の特定の分野における極めて高度の専門的な知識経験に基づく極めて困難な調査、研究、情報の分析等を行うことにより、極めて重要な政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職務」を規定する。

[別表第1]

- ・ **昇格等**

専門スタッフ職4級への昇格における職務の級の決定はあらかじめ個別に協議するものとし、「在級期間表」に4級の年数を「別に定める」と規定する。また、昇格後の号俸は全て1号俸とし、「昇格時号俸対応表」に対応号俸を規定する。

あわせて、専門スタッフ職4級からの降格後の号俸は全て3級の最高号俸(21号俸)とし、「降格時号俸対応表」に対応号俸を規定する。

[別表第7及び別表第7の2]

- ・ **昇給**

専門スタッフ職4級の職員は、勤務成績が極めて良好(昇給区分A)である場合にのみ、1号俸昇給するものとし、「昇給号俸数表」に昇給号俸数を規定する。

[別表第7の4]

2 給実甲第1218号(平成28年改正法の施行に伴い平成26年改正法附則第7条の規定による俸給の額が減少した場合における職員に対する通知について)の制定

通達：P47～P48、参考資料：P59

俸給表の改定に伴い、経過措置額が減少した職員(支給されないこととなった職員を含む。)に対する通知書等の記入例を規定する。

II 公布(発出)日・施行日

公布(発出)日及び施行日は、平成28年改正法の公布の日とする。

ただし、専門スタッフ職俸給表4級の新設に伴う改正(1の(2))に係る規定は平成29年4月1日から施行する。民間給与との較差に基づく改正(1の(1))に係る規定は平成28年4月1日から適用する。

以 上

俸給表の改定に伴う昇格時号俸対応及び降格時号俸対応の変更箇所一覧

1 昇格時の号俸対応を変更する級・号俸

俸給表	昇格前の級・号俸
行政(一)	1 級82～93号俸
行政(二)	2 級38～47号俸
税務	1 級63、65～73号俸 2 級50、53、56、59、61～65号俸
公安(二)	1 級78～89号俸
海事(二)	2 級38～47号俸
教育(二)	1 級55、57～67、102、107、108、112～114、117～120、123～126、129～132、135～138、141号俸
研究	1 級70～79、103、105～115、117、118、121号俸 2 級96、99、100、102～105、107～110、112～115、117～120号俸
医療(三)	1 級109、113、114、117～119、121～127、129、130、133号俸

※ いずれも旧法有利（昇格後の号俸を引下げ）の改正。新法有利（昇格後の号俸を引上げ）の改正なし。

2 降格時の号俸対応を変更する級・号俸

俸給表	降格前の級・号俸
行政(一)	2 級37～44号俸
行政(二)	3 級29～35号俸
税務	2 級21～26号俸 3 級30～36号俸
公安(一)	2 級2、3号俸
公安(二)	2 級41～48号俸
海事(二)	3 級25～31号俸
教育(二)	2 級33～39、53～60号俸
研究	2 級33～39、57～63号俸 3 級37～42号俸
医療(三)	2 級81～87号俸

※ いずれも新法有利（降格後の号俸を引上げ）の改正。旧法有利（降格後の号俸を引下げ）の改正なし。

号俸対応の改正が行われる級・号俸から昇格又は降格した場合の取扱い

1 旧法有利の改正が行われる級・号俸からの昇格

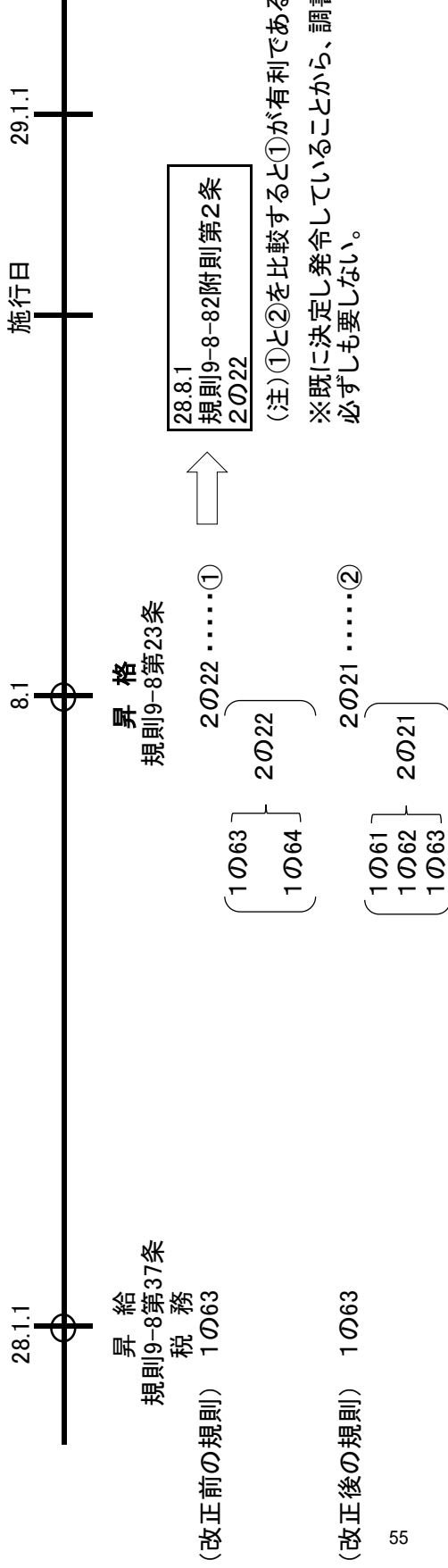
		原則として9-8-82による改正後の昇格時号俸対応表を適用		
		①H28.4.1～施行日の前日の昇格	②施行日～H29.3.31の昇格	③H29.4.1以降の昇格
旧法有利 例：行(一) 1級82号俸 からの昇格 ↓ (改正前) 2級38号俸 ↓ (改正後) 2級37号俸	根拠規定	・規則9-8-82附則第2条	・規則9-8-82附則第3条	・規則9-8-82による改正後の昇格時号俸対応表
	概要	例外的に、改正後の不利な昇格時号俸対応表を遡及適用せず、改正前の有利な対応表により決定済みの号俸を維持する（※不利益の遡及を避けるため）	例外的に、改正後の不利な昇格時号俸対応表を遡及適用せず、改正前の有利な対応表による号俸に決定することができる（※昇格管理が年度単位で行われていることを考慮）	改正後の昇格時号俸対応表を適用して号俸決定
	調書の作成	必ずしも要しない	必ずしも要しない	通常どおり
	職員への通知	必ずしも要しない（号俸に異動が生じていないため）	必要あり（昇格に係る通知は必要であるが、根拠規定の明示は必ずしも要しない）	通常どおり

2 新法有利の改正が行われる級・号俸からの降格

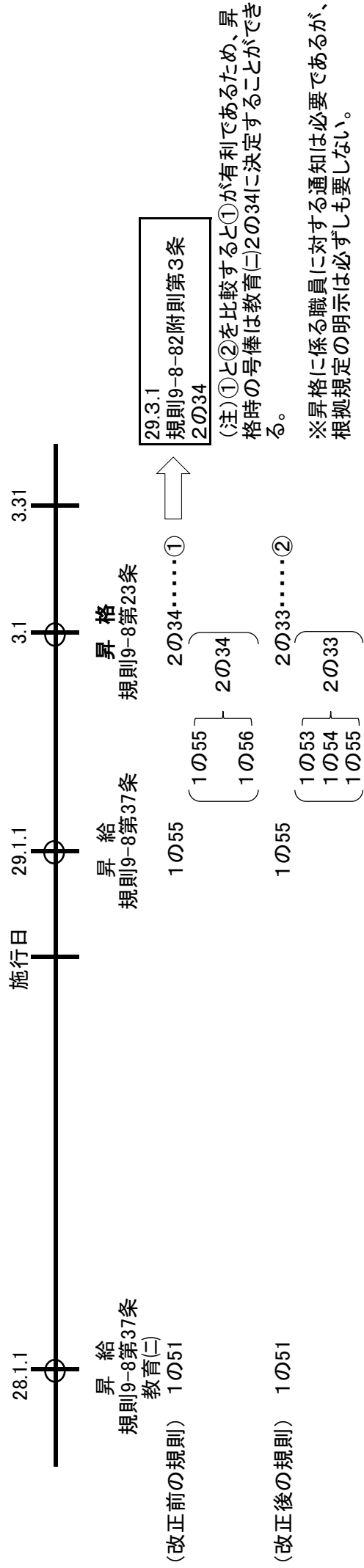
		9-8-82による改正後の降格時号俸対応表を適用		
		①H28.4.1～施行日の前日の降格	②施行日以降の降格	
新法有利 例：行(一) 2級37号俸 からの降格 ↓ (改正前) 1級81号俸 ↓ (改正後) 1級82号俸	根拠規定	・規則9-8-82による改正後の降格時号俸対応表	・規則9-8-82による改正後の降格時号俸対応表	
	概要	改正後の有利な降格時号俸対応表を遡及適用し、既に決定されている号俸を決定し直す	改正後の降格時号俸対応表を適用して号俸決定	
	調書の作成	必ずしも要しない	通常どおり	
	職員への通知	必要あり（既に発令している、旧法で決定した号俸での発令を取り消した上で、新法で決定した号俸を降格日に遡って発令）	通常どおり	

昇格時号俸対応表の旧法有利改正に伴う調整例

例1 規則9—8—82附則第2条関係(平成28年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

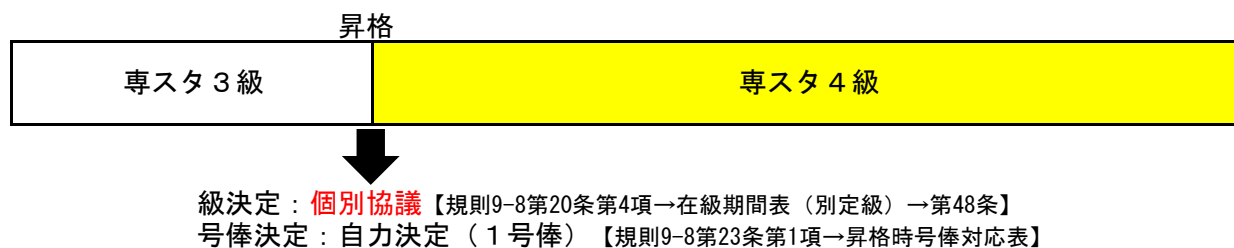


例2 規則9—8—82附則第3条関係(施行日から平成29年3月31日までの間における異動者の号俸)

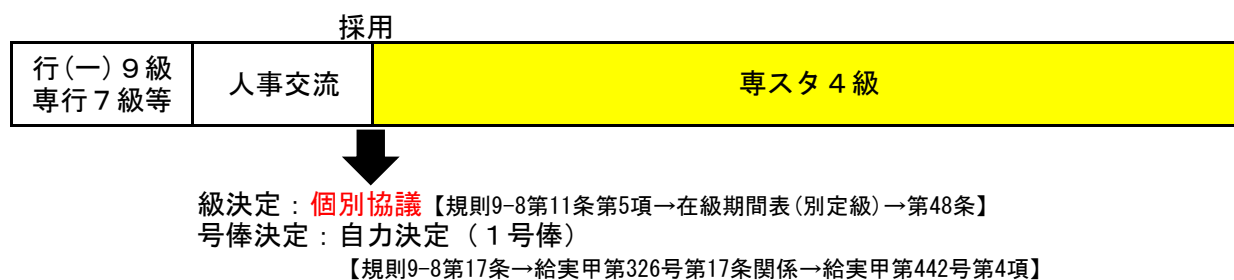


専門スタッフ職 4 級職員に係る個別協議の要否

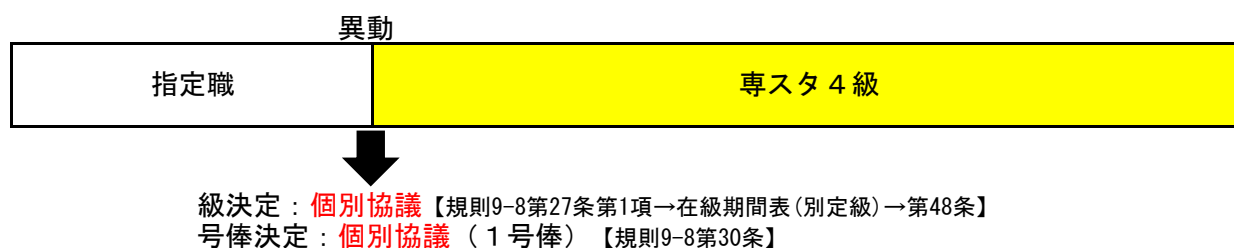
事例 1（昇格）



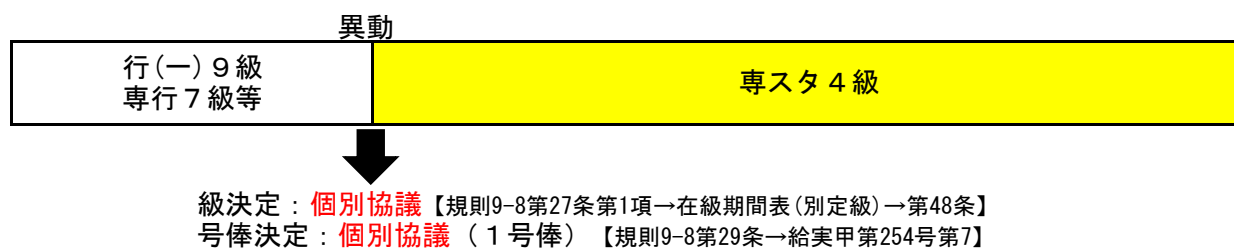
事例 2（初任給（人事交流））行（一）9 級等→人事交流→専スタ 4 級



事例 3（俸給表異動）指定職→専スタ 4 級



事例 4（俸給表異動）行（一）9 級等→専スタ 4 級



（参考）

経験者採用の結果に基づいて新たに職員となった者（任期付職員等）の職務の級を専門スタッフ職俸給表 4 級に決定しようとする場合は、個別協議が必要であり、号俸は 1 号俸とする。【規則9-8第11条第3項、第12条第1項第二号】

事 務 連 絡

平成28年11月24日

各府省給与担当課長補佐 殿

人事院給与局給与第二課課長補佐（制度班）

専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものの昇給に係る留意事項について

専門スタッフ職俸給表4級の職には、極めて高度の専門的な知識経験を有する者が就任し、その知識経験を活用して高い成果を出すことが期待されていることから、昇給は、その者の勤務成績が極めて良好である場合に限り行うこととしています。この趣旨に鑑み、同俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「専門スタッフ職4級職員」という。）の人事院規則9-8（以下「規則」という。）第39条及び第40条の規定による昇給については、下記の点に留意の上、運用してください。

記

1 規則第39条の規定による昇給

規則第39条第1号及び第2号の規定による昇給は、特定の事由（研修成績が特に良好な場合、特別の功績等により表彰を受けた場合等）に該当した場合に認められるものですが、専門スタッフ職4級職員については、他の職よりも勤務成績を厳格に反映する観点から、運用上、当該事由をもって、「勤務成績が極めて良好」であると整理しないこととしていますので、同条第1号及び第2号の規定を適用することがないようご注意ください。

同様に、同条第3号の規定（過員を生じたことにより退職する場合等）による昇給についても、専門スタッフ職4級職員については適用することがないようご注意ください。

2 規則第40条の規定による昇給

専門スタッフ職4級職員が、規則第40条の「生命をとして職務を遂行し、

そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合」に該当すると考えられる場合には、給与第二課制度班にご相談ください。なお、同条に規定する「その他特に必要があると認められる場合」による昇給を行うことは想定していません。

以 上

給実甲第1218号（平成28年改正法の施行に伴い平成26年改正法附則第7条の規定による俸給の額が減少した場合における職員に対する通知について）について

1 通知の趣旨

職員が給与法遡及改正後の経過措置額を適切に認識すること。

2 通知が必要なとき

基本的には、平成28年4月1日となるが、規則9—142第5条第1項の適用を受ける場合については、施行日にも通知が必要となる（俸給表異動等により算定基礎額に変動があった場合や、人事交流により採用された場合においても、そのときに通知が必要）。

【参考】経過措置額が変動した場合（規則9—142第5条第1項の適用あり）の通知例

① 平成28年4月1日【俸給表改定日】

平成28年法律第80号の施行に伴い、平成26年法律第105号附則第7条の規定による俸給として給する額を○円【②に比べて1円高い額】とする

② 平成28年11月24日【施行日】

平成28年法律第80号の施行に伴い、平成26年法律第105号附則第7条の規定による俸給として給する額を○円とする

3 通知の対象者

既に退職している職員であっても退職前に経過措置額の通知をしている場合には、当該退職者に対して経過措置額の通知が必要となる。

また、平成28年4月2日以降に府省間異動をした場合においては、経過措置額の変動等があった日に在職している府省において通知が必要となる。

4 通知の方法

人事異動通知書による通知に限ったものではない（例えば、平成28年4月1日の分と平成28年7月1日の昇格後の分について通知を要する場合、1つずつ2枚で通知することも1枚に2つをまとめて通知することも可能とし、対象となる職員が適切に経過措置額を認識できるのであれば方法は問わない。）。

5 通知をする日

人事異動通知書で通知することとした場合の「日付及び任命権者」欄に記載する『日付』については、経過措置額に変動があった日（人事交流から採用され新たに経過措置額を受けることとなった日等を含む。）を記載することを基本とする（この場合、記入例にある「平成〇〇年〇月〇日」は記載不要）。

※ 改正給与法の施行日を記載することも可能とするが、この場合、記入例にある「平成〇〇年〇月〇日」は経過措置額に変動があった日を記載する。